**１．この細則の適用**

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（当座勘定取引）」（以下「利用細則（当座勘定取引）」といいます。）に基づく、日本銀行が外国中央銀行等のために受入を行う預り金にかかる振込金の返還に関する事務の細部取扱いは、別に定めるところによるほか、この細則に定めるところによります。

**２．用語の定義**

この細則で使用する用語の定義については、「海外預り金勘定に対する入金に関する規則」（以下「海外預り金入金規則」といいます。）、「外国中央銀行等のために行う振込に関する規則」（以下「振込規則」といいます。）および利用細則（当座勘定取引）によるほか、次のとおりとします。

（１）振込金

　　　３．においては、海外預り金入金規則第１１条にもとづき返還対象となる、引落入金依頼により海外預り金勘定に入金した資金（ただし、オンライン取引先が行う引落入金依頼にかかるものに限ります。）をいい、４．においては、振込規則第５条にもとづき返還対象となる、同規則第２条第１項の規定により入金を受けた資金をいいます。なお、５．においては、３．および４．における振込金のいずれもが該当します。

（２）オンライン取引先

　　　日本銀行本店を日銀当座勘定取引店とするオンライン取引先をいいます。

（３）当預入金（海預）明細

日本銀行が外国中央銀行等からの依頼等に基づきオンライン取引先の当座勘定への入金を行う場合に送信する、利用細則（当座勘定取引）第１編Ⅳ．４．に定める次の電文をいいます。このうち、ロ、の電文を「当預入金（海預）明細（金融機関間送金）」といいます。

イ、「CUSTOMER TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」（2330-00100）

　ロ、「BANK TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」（2330-00300）

（４）引落入金依頼電文（金融機関間送金）

オンライン取引先が引落入金依頼を行うための、利用細則（当座勘定取引）第１編Ⅳ．１．に定める「BANK TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」（業務処理区分コード：211602または213102）をいいます。

（５）端末入力項目

引落入金依頼電文（金融機関間送金）の項目のうち、日銀ネット端末により入力可能な項目をいいます。

（６）コード一覧（海外預り金勘定）

「日本銀行金融ネットワークシステム・金融機関等コード一覧（海外預り金勘定）」をいいます。

（７）Swift

Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication（国際銀行間通信協会）またはその提供する通信のサービスをいいます。

（８）CBPR＋

Cross Border Payments and Reporting Plus（国際送金の共通ガイドラインとしてSwiftが定めたルール）をいいます。

（９）RMA

Relationship Management Application（Swiftにおいて受信を認める相手方および電文の種類を管理するためのアプリケーション）をいいます。

**３．外国中央銀行等からの依頼を受けてオンライン取引先に振込金を返還する場合の取扱い**

日本銀行は、海外預り金入金規則の規定により振込の委任を解除した場合（注）には、海外預り金入金規則、利用細則（当座勘定取引）およびこの細則の定めるところに従い、「BANK TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」を送信することにより、当該振込を委託した引落入金依頼人であるオンライン取引先（以下３.において単に「オンライン取引先」といいます。）に振込金を返還します。

この場合において、日本銀行は、振込金の最終受取人の別に応じて、それぞれ次の各号に定めるとおり、振込金の返還にかかる取引情報をオンライン取引先に通知します。

（注）日本銀行が外国中央銀行等からpacs.004により振込金の返還にかかる依頼を受けた場合に限ります。

（１）返還される振込金の最終受取人がオンライン取引先である場合

振込金の返還にかかる取引情報を、当預入金（海預）明細（金融機関間送金）の次に掲げる項目に、それぞれ当該各号に記載のとおり情報を設定することにより通知します。

イ、「INSTRUCTION FOR NEXT AGENT」（注）

「INFORMATION」に、外国中央銀行等から受信したpacs.004に記載された「Additional Information」の情報を設定します。なお、当該記載がなかった場合には、何も設定しません。

（注）「UNDERLYING CUSTOMER CREDIT TRANSFER」にかかる同項目を除きます。以下３．において同じです。

ロ、「REMITTANCE INFORMATION」（注）

“REFUND”の文言、外国中央銀行等から受信したpacs.004に記載された当初取引（振込金の返還の対象となる取引をいいます。以下３．において同じです。）にかかる情報および返還理由（外国中央銀行等から受信したpacs.004に記載されたReturn Reason Codesのコード値）を設定します。

　 （注）「UNDERLYING CUSTOMER CREDIT TRANSFER」にかかる同項目を除きます。以下３．において同じです。

（設定例）REFUND/ORG MSG NAME:PACS.00X（※）/ORG INSTRUCTION ID:XXXXXXXXXXXXXXXX/ORG INTERBK SETTLEMENT DT: MMM DD /RETURTN REASON CODE:XXXX

（※）当初取引における電文種類に応じて、pacs.008またはpacs.009を設定します。

（２）返還される振込金の最終受取人がオンライン取引先以外である場合

振込金の返還にかかる取引情報を、当預入金（海預）明細（金融機関間送金）に加え、Swiftにより送信するpacs.004、または、日本銀行業務オンライン（以下「業務オンライン」といいます。）により送付する「振込金の返還に関する取引情報通知書」（pacs.004に相当する情報を記載した書面をいいます。以下同じです。）により、オンライン取引先に電話連絡のうえ通知します（注）。なお、Swiftまたは「振込金の返還に関する取引情報通知書」により通知した振込金の返還にかかる情報は、振込規則第２条第１項に規定する振込の委託の内容の一部とみなします。

この場合において、次に掲げる通知方法の別に応じて、当預入金（海預）明細（金融機関間送金）の項目に、それぞれ当該各号に記載のとおり情報を設定します。

（注）日本銀行との間でSwiftによりpacs.004の送受信を行う場合には、事前に５．に定める届出を行う必要があります。当該届出に基づき行う手続きが完了していないオンライン取引先に対しては、業務オンラインにより情報を通知します。

イ、Swiftによりpacs.004を送信する場合

（イ）「INSTRUCTION FOR NEXT AGENT」

「INFORMATION」に、別途送信するpacs.004を参照する旨および当該pacs.004の取引参照番号（※）（別送するpacs.004の「ReturnIdentification」）を参照する旨を設定します。

（設定例）PACS.004/PLEASE REFER PACS.004 REF.XXXXXXXXXXXXX（※）

（ロ）「REMITTANCE INFORMATION」

“REFUND”の文言および当初取引に関する情報を設定します。

（設定例）REFUND /ORG MSG NAME: PACS.00X（※）/ ORG INSTRUCTION ID: XXXXXXXXXXXXXXXX

（※）当初取引における電文種類に応じて、pacs.008またはpacs.009を設定します。

ロ、業務オンラインにより「振込金の返還に関する取引情報通知書」を送付する場合

（イ）「INSTRUCTION FOR NEXT AGENT」

「INFORMATION」に、別途送付する「振込金の返還に関する取引情報通知書」を参照する旨を設定します。

（設定例）PLEASE REFER HENKIN-TUUTI

（ロ）「REMITTANCE INFORMATION」

“REFUND”の文言および当初取引に関する情報を設定します。

（設定例）REFUND /ORG MSG NAME: PACS.00X（※）/ ORG INSTRUCTION ID: XXXXXXXXXXXXXXXX

（※）当初取引における電文種類に応じて、pacs.008またはpacs.009を設定します。

**４．オンライン取引先からの依頼を受けて外国中央銀行等に振込金を返還する場合の取扱い**

振込事務取扱先は、振込規則の規定により振込の委任を解除した場合には、振込規則、利用細則（当座勘定取引）およびこの細則の定めるところに従い、引落入金依頼電文（金融機関間送金）を送信することにより振込金を返還します。

この場合において、振込金の返還にかかる取引情報は、Swiftまたは業務オンラインにより、必要に応じて別途、日本銀行本店に通知することができます（注）。なお、振込事務取扱先がSwiftまたは業務オンラインにより日本銀行本店に通知した振込金の返還にかかる情報は、海外預り金入金規則第９条第２項に規定する引落入金依頼等の内容の一部とみなします。

引落入金依頼電文（金融機関間送金）の送信および振込金の返還にかかる取引情報の通知にかかる具体的な取扱いは、それぞれ次の各号に定めるところによります。

（注）振込金の返還にかかる取引情報を別途通知する場合には（１）リ、を、通知しない場合には（１）ヌ、をそれぞれ当該各号に定めるところにより入力してください。

（１）引落入金依頼電文（金融機関間送金）の送信

　　　引落入金依頼電文（金融機関間送金）の送信にあたり、日銀ネット端末を利用する場合には、次の各号に掲げる端末入力項目に限り入力し、当該入力にあたっては、当該各号に定めるところにより取扱ってください。

また、コンピュータ接続等を利用する場合には、次の各号に掲げる端末入力項目に対応する項目およびISO20022メッセージのＸＭＬスキーマ上設定が必須とされている項目に限り入力し、当該端末入力項目に対応する項目への入力にあたっては、当該各号に定めるところにより取扱ってください。

なお、引落入金依頼電文（金融機関間送金） に入力された情報は、原則として、入金先の外国中央銀行等に通知されます。ただし、入金先の外国中央銀行等に関する情報は、当該外国中央銀行等が日本銀行に届出た情報により通知されるため、入力された情報とは異なる内容により通知される場合があります。

イ、「INSTRUCTION ID」

振込事務取扱先である引落入金依頼人が付した取引番号を入力してください。

ロ、「END TO END ID」

振込事務取扱先が振込の委託を受けるにあたって日本銀行本店から受信した当預入金（海預）明細の「INSTRUCTION ID」に表示された取引番号を入力してください。

ハ、「UETR」

任意のUETR（Swiftが定めるUnique End-to-End Transaction Referenceをいいます。）を入力してください。

ニ、「AMOUNT」

振込事務取扱先が振込の委託を受けるにあたって日本銀行から受信した「当座勘定入金通知（海外預り金）」の金額欄に表示された金額を入力してください。

ホ、「DATE」

取引実行日を入力してください。なお、入力することができる取引実行日は、当該電文の送信日に限ります。

へ、「DEBTOR」

振込事務取扱先に関する情報を入力してください。この場合、振込事務取扱先がＢＩＣコードを有するときは、BIC欄にＢＩＣコードを入力し、振込事務取扱先がＢＩＣコードを有しないときは、NAME欄に振込事務取扱先の名称を入力してください。

ト、「CREDITOR」

BIC欄に、振込事務取扱先が振込の委託を受けるにあたって日本銀行から受信した当預入金（海預）明細における、当該振込の依頼元である外国中央銀行等（注１）のＢＩＣコードを入力（注２）してください。

（注１）当該外国中央銀行等は「DEBTOR」、「DEBTOR AGENT」、「PREVIOUS INSTRUCTING AGENT1」、「PREVIOUS INSTRUCTING AGENT2」または「PREVIOUS INSTRUCTING AGENT3」のうちいずれかに表示されます。

（注２）コード一覧（海外預り金勘定）に定めるＢＩＣコードを入力してください（同一覧上のＢＩＣコードに括弧が付されている海外預り金勘定については、ＢＩＣコードの入力に代え、NAME欄に同一覧上の「外国中央銀行等名」に掲げる名称を入力することもできます。）。上位8桁がコード一覧（海外預り金勘定）に定めるＢＩＣコードと同一である限り、11桁のＢＩＣコードを入力することもできます。

チ、「CREDITOR ACCOUNT」

OTHER ID欄に、振込事務取扱先が振込の委託を受けるにあたって日本銀行から受信した当預入金（海預）明細における振込の依頼元である外国中央銀行等の海外預り金勘定コードを入力（注）してください。

（注）当該外国中央銀行等の海外預り金勘定コードは「DEBTOR ACCOUNT」、「DEBTOR AGENT ACCOUNT」、「PREVIOUS INSTRUCTING AGENT1 ACCOUNT」、「PREVIOUS INSTRUCTING AGENT2 ACCOUNT」または「PREVIOUS INSTRUCTING AGENT3 ACCOUNT」のいずれかの「OTHER ID」に表示されます。

リ、「INSTRUCTION FOR NEXT AGENT」（注）

振込金の返還にかかる取引情報を通知する場合には、通知方法の別に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより取扱ってください。

　　 （注）「UNDERLYING CUSTOMER CREDIT TRANSFER」にかかる同項目を除きます。

（イ）Swiftを利用する場合

INFORMATION欄(INFORMATION1から6までの欄をいいます。以下４．において同じです。)に、別途送信するpacs.004を参照するよう依頼する旨および当該pacs.004の取引参照番号（当該pacs.004の「ReturnIdentification」（注））を入力してください。

（入力例）PACS.004/PLEASE REFER PACS.004 REF.XXXXXXXXXXXXX

（注）当該pacs.004に「ReturnIdentification」を設定しない場合には、「MessageIdentification」を入力してください。

（ロ）業務オンラインを利用する場合

INFORMATION欄に、“REFUND”の文言（振込規則にもとづく振込金の返還に伴う引落入金依頼である旨を示します。以下４．において同じです。）、振込事務取扱先が振込の委託を受けるにあたって日本銀行から受信した当預入金（海預）明細における「TRANSACTION ID」または「END TO END ID」に表示された取引参照番号（※１）、振込事務取扱先のＢＩＣコード（※２）（注）および別途提出する「振込金の返還に関する取引情報通知依頼書」を参照するよう依頼する旨を入力してください。

（入力例）REFUND/XXXXXXXX（※１）/AAAAAAAA（※２）/PLEASE REFER HENKIN-MEISAI.

（注）振込事務取扱先がＢＩＣコードを有しない場合には、振込事務取扱先の名称を入力してください。

ヌ、「REMITTANCE INFORMATION」（注１）

振込金の返還にかかる取引情報を通知しない場合には、“REFUND”の文言、振込事務取扱先が振込の委託を受けるにあたって日本銀行から受信した当預入金（海預）明細における「TRANSACTION ID」または「END TO END ID」に表示された取引参照番号（※１）、振込事務取扱先のＢＩＣコード（※２）(注２)および振込金の返還理由を入力してください。

（入力例）REFUND/XXXXXXXX（※１）/AAAAAAAA（※２）RETURN THE FUNDS BECAUSE WE DO NOT HOLD THE CREDITOR’S ACCOUNT.

（注１）「UNDERLYING CUSTOMER CREDIT TRANSFER」にかかる同項目を除きます。

（注２）振込事務取扱先がＢＩＣコードを有しない場合には、振込事務取扱先の名称を入力してください。

（２）振込金の返還にかかる取引情報の通知

（１）リ、（イ）または（ロ）の入力を行った場合には、当該入力において指定した振込金の返還にかかる取引情報の通知方法の別に応じ、それぞれ次の各号に定めるところにより取扱ってください。

イ、Swiftによりpacs.004を送信する場合

引落入金依頼電文（金融機関間送金）の送信後（注１）、当該引落入金依頼を行った日の午後３時までに、Swiftによりpacs.004を日本銀行（BICコード：BOJPJPJT）に送信してください（注２）（注３）。この場合において、送信するpacs.004の電文情報は、CBPR＋の入力ルールに基づき設定してください。

（注１）引落入金依頼電文（金融機関間送金）の送信にあたっては、（１）リ、（イ）に定めるところにより、「INSTRUCTION FOR NEXT AGENT」に必要事項を入力してください。

（注２）日本銀行との間でSwiftによりpacs.004の送受信を行う場合には、事前に５．に定める届出を行ったうえで、当該届出に基づく手続きを完了させる必要があります。

（注３）午後３時以後の送信となることが見込まれる場合には、予めその旨を日本銀行本店（業務局営業業務課海外業務グループ）に連絡したうえで送信してください。

ロ、業務オンラインによりpacs.004に相当する情報を通知する場合

引落入金依頼電文（金融機関間送金）の送信後（注１）、当該引落入金依頼を行った日の午後３時までに、pacs.004に相当する情報を記載した「振込金の返還に関する取引情報通知依頼書」（第１号書式）を、日本銀行本店（業務局営業業務課海外業務グループ）に提出してください（注２）。

（注１）引落入金依頼電文（金融機関間送金）の送信にあたっては、（１）リ、（ロ）に定めるところにより、「INSTRUCTION FOR NEXT AGENT」に必要事項を入力してください。

（注２）午後３時以後の提出となることが見込まれる場合には、予めその旨を日本銀行本店（業務局営業業務課海外業務グループ）に連絡したうえで提出してください。

**５．日本銀行との間におけるSwiftによるpacs.004の送受信に関する届出**

振込金の返還にかかる取引情報の授受について、日本銀行との間でSwiftによりpacs.004を送受信することにより行うことを希望するオンライン取引先は届出を行ってください。また、当該届出を行った先が、当該取扱いを取り止めることを希望する場合には、その旨を届出てください。これらの届出は、次に定めるところによります。

（１）届出の方法

日本銀行との間におけるSwiftによるpacs.004の送受信の開始または廃止を希望する日の10営業日前の日までに、日本銀行本店（業務局営業業務課海外業務グループ）に「Swiftによるpacs.004の送受信に関する届出書」（第２号書式）を提出してください。

（２）SwiftにおけるRMAの設定等

　　（１）の届出後、届出先と日本銀行との間で、Swiftにおいて必要なRMAの設定を行う必要があります。当該RMAの設定に必要な取扱いについては、日本銀行本店（業務局営業業務課海外業務グループ）から別途指示を行いますので、当該指示に従い、必要な手続きを行ってください。

　　なお、RMAの設定後、本細則で定めるpacs.004の送信を除き、日本銀行が外国中央銀行等のために受入を行う預り金に関する事務において、日本銀行へのSwiftを利用した電文の送信は行わないでください。